

熊本県木造設計アドバイザー等登録要項

(目的)

第1条 この要項は、熊本県木造設計アドバイザー派遣事業等実施要領(以下「実施要領」という。)第5条の規定に基づき、熊本県木造設計アドバイザー及び熊本県UD設計アドバイザーの登録に関し、必要な事項を定める。

(登録)

第2条 一般財団法人熊本県建築住宅センター理事長(以下「理事長」という。)は、実施要領第4条の規定に基づき熊本県木造設計アドバイザー又は熊本県UD設計アドバイザー(以下「設計アドバイザー」という。)を選定したときは、遅滞なく、熊本県設計アドバイザー登録簿(以下「登録簿」という。)に登録しなければならない。

- 2 理事長は、前項の登録を行ったときは、熊本県木造設計アドバイザー登録証(別記第1号様式)又は熊本県UD設計アドバイザー登録証(別記第2号様式)(以下「登録証」という。)を交付する。
- 3 設計アドバイザーは、登録証に記載された事項に変更があったときは、理事長に対し、登録証の書換え交付申請をすることができる。
- 4 理事長は、前項の規定に基づく書換え交付申請があったときは、必要な書換えを行った登録証を交付する。

(更新)

第3条 理事長は、実施要領第5条第3項の規定に基づき設計アドバイザーの登録を更新したときは、登録証を交付する。

(再発行)

第4条 設計アドバイザーが登録証を紛失又は毀損したときは、理事長に対し、登録証の再発行を申請することができる。

- 2 理事長は、前項の規定に基づく再発行申請があったときは、登録証を交付する。
- 3 前項の登録証作成にかかる実費は、登録証の再交付を受けた設計アドバイザーが負担する。

(登録抹消)

第5条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、登録簿につき、当該設計アドバイザーに係る登録を抹消する。

- 一 設計アドバイザーから登録抹消の申し出があったとき
 - 二 理事長が、当該設計アドバイザーに本事業の委託を行わないことを決定したとき
- 2 前項の抹消を行うに際し、当該設計アドバイザーは、登録証を理事長に返納するものとする。

(雑則)

第6条 この要項の運用について、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則 この要項は、令和2年8月1日から施行する。

熊本県木造設計アドバイザー登録証

(氏名)

昭和〇年〇月〇日生

登録番号 第 1001 号

初回登録年月日 年 月 日

登録の有効期限 年 月 日

熊本県木造設計アドバイザー派遣事業等実施
要領により登録された熊本県木造設計アドバ
イザーであることを証する

年 月 日

一般財団法人熊本県建築住宅センター

理事長 ○○ ○○ 印

熊本県木造設計アドバイザーは、平成25年2月に熊本県との協働により創設した木造設計アドバ
イザー制度に基づき(一財)熊本県建築住宅センターが登録を行っています。

熊本県UD設計アドバイザー登録証

(氏名)

昭和〇年〇月〇日生

登録番号 第 2001 号

初回登録年月日 年 月 日

登録の有効期限 年 月 日

熊本県木造設計アドバイザー派遣事業等実施
要領により登録された熊本県UD設計アドバ
イザーであることを証する

年 月 日

一般財団法人熊本県建築住宅センター

理事長 ○○ ○○ 印

熊本県UD設計アドバイザーは、平成25年7月に熊本県との協働により創設したUD設計アドバ
イザー制度に基づき(一財)熊本県建築住宅センターが登録を行っています。